

「被害認定」とは

災害に係る住家の被害認定とは、地震や風水害等の災害により被災した住家の被害の程度(全壊、大規模半壊、半壊等)を認定することをいう。

< 被害認定の目的 >

災害による被害規模の把握

災対基本法第53条の報告、災害救助法等の適用の判断等に活用

り災証明書の発行

各種被災者支援策 の判断材料として活用

各種被災者支援策

給付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等

融資 : (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等

減免・猶予 : 税、保険料、公共料金等

現物支給 : 災害救助法に基づく住宅の応急修理

災害に係る住家の被害認定の概要

1. 被害認定基準

被害認定は「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村が下表の又はのいずれかによって行う。

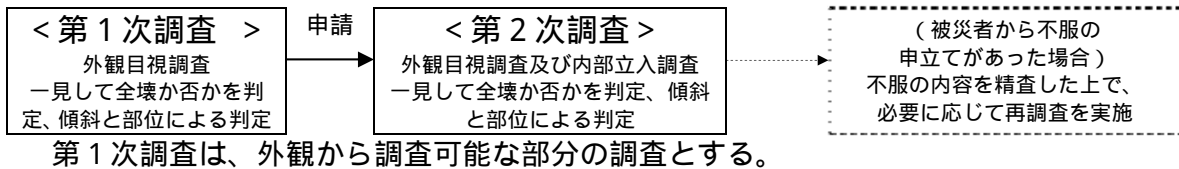
| | 全壊 | 半壊 | |
|---|-------|----------------|----------------|
| | | 大規模半壊 | その他 |
| 損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合 | 70%以上 | 50%以上 70%未満 | 20%以上 50%未満 |
| 損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合 | 50%以上 | 40%以上 50%未満 | 20%以上 40%未満 |

2. 災害ごとの被害認定方法

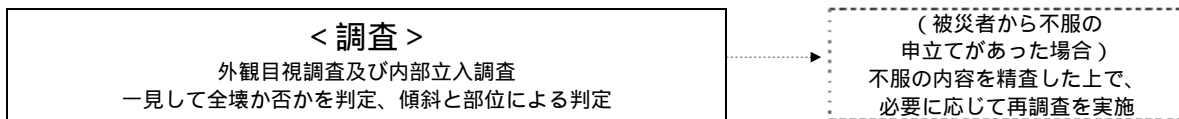
(損害基準判定 (経済的被害) で判定する場合)

具体的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により判定する。

(1) 地震による住家被害に係る調査の流れ



(2) 水害又は風害による住家被害に係る調査の流れ



(3) 住家全体の損害割合の算定方法

部位毎に損害割合を算出し、住家全体の損害割合を求める。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{当該部位の} \\ \text{損害の程度 ()} \\ \hline \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{当該部位の家屋全体} \\ \text{に占める構成割合} \\ \hline \end{array} \right) = \begin{array}{|c|} \hline \text{住家全体の} \\ \text{損害割合} \\ \hline \end{array}$$

(運用指針により床、屋根等の部位毎に定められた構成割合)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{当該部位の} \\ \text{損害の程度} \\ \hline \end{array} = \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{当該部位の一部} \\ \text{の損害の程度} \\ \text{(10\% ~ 100\%)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{当該部位の一部} \\ \text{の当該部位全体} \\ \text{に占める割合} \\ \hline \end{array} \right)$$

(市町村による調査)

(4) 各部位毎の構成割合 (木造・プレハブの場合)

| 地震による被害 (第 1 次調査) | | 地震による被害 (第 2 次調査) 水害による被害及び風害による被害 | |
|---------------------|-----|--------------------------------------|-----|
| 屋根 | 10% | 屋根 | 10% |
| 壁 (外壁) | 80% | 柱 (又は耐力壁) | 20% |
| | | 床 (階段を含む。) | 10% |
| | | 外壁 | 10% |
| | | 内壁 | 15% |
| | | 天井 | 5% |
| 基礎 | 10% | 建具 | 10% |
| | | 基礎 設備 | 10% |

(5) 損傷の例示 (木造・プレハブの住家の屋根の場合 (抜粋))

| 損傷の例示 | 損傷程度 |
|---|------|
| <ul style="list-style-type: none"> 棟瓦 (がんぶり瓦、のし瓦) の一部がずれ、破損が生じている。 | 10% |
| <ul style="list-style-type: none"> 棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 一部のスレートにひび割れが生じている。 浸水により屋根葺材等に浮きが見られる。¹ 屋根の一部に飛来物による軽微な衝突痕がある。² | 25% |
| <ul style="list-style-type: none"> 棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 棟瓦以外の瓦もずれが著しい。 浸水により屋根断熱材・屋根防水材の機能損失が見られる。¹ 浸水によりスレート等屋根葺材の損傷又は脱落が見られる。¹ 浸水により下地材の損傷が見られる。¹ 金属板葺材の半分程度がはがれている。² 屋根の一部に飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。² | 50% |
| <ul style="list-style-type: none"> 屋根に若干の不陸が見られる。 小屋組の一部に破損が見られる。 瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。 スレートのひび割れ、ずれが著しい。 金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 屋上仕上面に破断や不陸が生じている。 屋根の大半で多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。² 野地板の一部がはがれている。² | 75% |
| <ul style="list-style-type: none"> 屋根に著しい不陸が見られる。 小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。 屋根の全面にわたって多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。² 野地板の損傷が著しい² | 100% |

¹ 水害による住家被害及び風害による住家被害の場合のみの例示

² 風害による住家被害の場合のみの例示